

第109条第1項第5号を次のように改める。

(5) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)の移動の用に供する自動車(自動車検査証に事業用と記載されているものを除く。)で次に掲げるもの(身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)1人につき1台に限る。)

ア 身体障害者等が運転する自動車で当該身体障害者等が所有するもの

イ 身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車で当該身体障害者等が所有するもの又は当該身体障害者等(身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者である場合に限る。)と生計を一にする者が所有するもの

ウ 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下ウにおいて同じ。)の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車

第109条第4項中「交付された身体障害者」を「交付された身体障害者等」に改める。

第118条第1項第1号及び第2号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同項第3号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改め、同条第2項第1号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第14条第3項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区」に改める。

第129条の12第1項第2号を次のように改める。

(2) 身体障害者等の移動の用に供する自動車(自動車検査証又は自動車届出済証に事業用と記載されているものを除く。以下この号において同じ。)に係る自動車の取得で次に掲げるもの(知事が必要と認めるものに限る。)

ア 身体障害者等が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得

イ 身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)

ウ 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下ウにおいて同じ。)の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第118条の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第109条の規定は、平成15年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成14年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例第129条の12の規定は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

